明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

人事異動

内閣

内閣総理大臣に任命する
　菅　直人

国務大臣に任命する（各通）
　国務大臣
総務大臣を命ずる
　原口　一博
法務大臣を命ずる
　同
外務大臣を命ずる
　同
財務大臣を命ずる
　同
文部科学大臣を命ずる
　同
厚生労働大臣を命ずる
　同
農林水産大臣を命ずる
　同
経済産業大臣を命ずる
　同
国土交通大臣を命ずる
　同
環境大臣を命ずる
　同
防衛大臣を命ずる
　同
内閣官房長官を命ずる
　同
国家公安委員会委員長を命ずる
　同
内閣府特命担当大臣を命ずる（各通）
　川端　達夫
国立国会図書館連絡調整委員会委員に任命する
　仙谷　由人
内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第一順位の国務大臣に指定する
　岡田　克也
内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第二順位の国務大臣に指定する
　前原　誠司
内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第三順位の国務大臣に指定する
　中井　治
内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第四順位の国務大臣に指定する
　川端　達夫
　同
　長妻　昭
　山田　正彦
　直嶋　正行
　小沢　鋭仁
　前原　誠司
　北澤　俊美
　仙谷　由人
　中井　治
　原口　一博
　川端　達夫
　前原　誠司
　中井　治
　亀井　静香
　荒井　聰
　玄葉光一郎
　村田　蓮舫（蓮　舫）
　千葉　景子
内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第五順位の国務大臣に指定する
　なお、右記の者のいずれかに事故のあるとき又は欠けたときは、それ以外の者の中で最も先順位の者が、臨時に内閣総理大臣の職務を行うこととする。
　同
公務員制度改革を推進するため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当させる
　同
北朝鮮による拉致問題の早期解決を図るため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当させる
　同
税財政の骨格や経済運営の基本方針等について企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当させる
　同
年金行政の抜本的な見直しを推進するため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当させる
　同
郵政事業の抜本的な見直し及び改革を推進するため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当させる
　内閣府特命担当大臣
沖縄及び北方対策を担当させる
　同
金融を担当させる
　同
消費者及び食品安全を担当させる
　同
経済財政政策を担当させる
　同
地域主権推進を担当させる
　同
「新しい公共」を担当させる
　同
科学技術政策を担当させる
　同
防災を担当させる
　同
少子化対策を担当させる
　同
男女共同参画を担当させる
　同
行政刷新を担当させる
　千葉　景子
　玄葉光一郎
　古川　元久
　福山　哲郎
　瀧野　欣彌
　村田　蓮舫（蓮　舫）
　前原　誠司
　荒井　聰
　亀井　静香
　荒井　聰
　原口　一博
　玄葉光一郎
　川端　達夫
　中井　治

内閣官房副長官補に任命する（各通）
　小川　洋
内閣広報官に任命する
　植松　信一
内閣情報官に任命する
　阿久津幸彦
内閣法制局長官に任命する
　梶田信一郎
内閣危機管理監に任命する
　伊藤　哲朗
　佐々木豊成
　河相　周夫
　西川　徹矢
　梶田信一郎
　伊藤　哲朗
　佐々木豊成
　河相　周夫
　西川　徹矢
　小川　洋
　植松　信一
　中山　義活
　小川　勝也
　荒井　聰
　逢坂　誠二
内閣官房副長官補に任命する（各通）
　小川　洋
内閣危機管理監に任命する
　阿久津幸彦
内閣法制局長官に任命する
　梶田信一郎
内閣官房副長官に任命する（各通）
　佐々木豊成
　河相　周夫
　西川　徹矢
内閣広報官に任命する
　植松　信一
内閣情報官に任命する
　伊藤　哲朗
内閣総理大臣補佐官に任命する（各通）
　松野　頼久
内閣官房副長官
　松井　孝治
　同
　瀧野　欣彌
内閣法制局長官
　梶田信一郎
内閣危機管理監
　伊藤　哲朗
内閣官房副長官補
　佐々木豊成
　同
　河相　周夫
内閣広報官
　西川　徹矢
内閣情報官
　小川　洋
内閣総理大臣補佐官
　中山　義活
　同
　小川　勝也
　同
　荒井　聰
　同
　逢坂　誠二
願に依り本官を免ずる（各通）